

年金法令・制度運営（問題）

問題 1. 次の空欄に入る語句あるいは数値を選択肢の中から選択し記号で答えよ。なお、同じ選択肢を複数回使用してもよい。(28 点)

(1) 次は、「厚生年金保険法」に規定する「基金間の移行等」に関する記述である。

(合併)

- 第百四十二条 基金は、合併しようとするときは、代議員会において代議員の定数の（ a ）の多数により議決し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 2 合併によって基金を設立するには、各基金がそれぞれ代議員会において役員又は代議員のうちから選任した設立委員が共同して（ b ）をつくり、その他設立に必要な行為をしなければならない。
- 3 合併により設立された基金又は合併後存続する基金は、合併により消滅した基金の（ c ）を承継する。
- 4 (略)

(分割)

- 第百四十三条 基金は、分割しようとするときは、代議員会において代議員の定数の（ a ）の多数により議決し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 2 基金の分割は、設立事業所の一部について行なうことはできない。
- 3 (略)
- 4 分割によって基金を設立するには、分割により設立される基金の設立事業所となるべき適用事業所の事業主が（ b ）をつくり、その他設立に必要な行為をしなければならない。
- 5 分割により設立された基金は、分割により消滅した基金又は分割後存続する基金の（ d ）を承継する。
- 6、7 (略)

(設立事業所の増減)

- 第百四十四条 基金がその設立事業所を増加させ、又は減少させるには、その増加又は減少に係る適用事業所の事業主の全部及びその適用事業所に使用される被保険者の（ e ）の同意を得なければならない。
- 2 基金がその設立事業所を増加させる場合において、その増加に係る適用事業所に使用される被保険者の（ f ）で組織する労働組合があるときは、前項の同意のほか、当該労働組合の同意を得なければならない。
- 3～5 (略)

【選択肢】

(ア) 四分の一以上	(イ) 三分の一以上	(ウ) 五分の二以上	(エ) 二分の一以上
(カ) 三分の二以上	(ク) 五分の三以上	(キ) 四分の三以上	(ケ) 五分の四以上
(ク) 四分の一超	(コ) 三分の一超	(カ) 五分の二超	(シ) 二分の一超
(ス) 三分の二超	(セ) 五分の三超	(ソ) 四分の三超	(タ) 五分の四超
(チ) 全員	(ツ) 全部	(テ) 権利義務の全部又は一部	
(ト) 規約	(ナ) 財産目録	(ニ) 協定書	(ヌ) 権利義務の一部
(ネ) 権利義務	(ノ) 資産債務	(ハ) 資産債務の一部	(ヒ) 積立金
(フ) 積立金の全部又は一部		(ヘ) 資産債務の全部又は一部	
(ホ) 積立金の一部	(マ) 貸借対照表	(ミ) 損益計算書	

(2) 次は通知「厚生年金基金の設立認可について」の別紙「厚生年金基金設立認可基準」に関する記述である。

第五 中途脱退者及び連合会移換者に関する事項

- 一 中途脱退者(法第百四十四条の三第一項に規定する中途脱退者(規約で定める加算年金を受けるための要件のうち、必要な加算適用加入員期間を満たす者を除く)をいう。以下同じ。)であって、老齢年金給付の支給に関する義務を企業年金連合会(以下「連合会」という。)に移転する者(以下「連合会移換者」という。)の範囲及び中途脱退者であって、老齢年金給付の支給に関する権利義務を他の基金に移転する者の範囲は、加入員期間二十年未満の範囲内で、規約で定めなければならないこと。この場合において、加入員期間十年未満の者(法附則第三十二条第一項等の規定による認可を受けた基金の中途脱退者を除く。)は、他の基金へ老齢年金給付の支給に関する権利義務を移転する場合を除き、連合会に一律に移転するものとする。また、加入員期間十年以上二十年未満の者又は(a)以上の高齢者については、老齢年金給付の支給に関する義務を連合会に移転することについて本人が同意しない場合及び他の基金へ老齢年金給付の支給に関する権利義務を移転する場合を除き、連合会移換者とすることができること。
- 二 前記一の連合会移換者に対する老齢年金給付の支給開始年齢は、前記第三の一の(1)にかかわらず(b)((b) 前に(c) の支給を受ける者については、(c) の支給開始時)とすること。
- 三 前記二に規定する者が(d)をしたときの支給開始年齢は、前記二にかかわらず当該(d)による(e)の支給開始年齢とすること。
- 四 (f)をした者については、前記二の規定にかかわらず、当該(f)による(e)の支給が開始されるときまでに、老齢年金給付の支給を開始するものであること。
- 五、六 (略)

【選択肢】

(ア)五十歳	(イ)五十五歳	(ウ)六十歳	(エ)六十五歳	(オ)七十歳	(カ)一定年齢
(キ)特定の年齢		(ク)老齢厚生年金		(ケ)老齢基礎年金	
(コ)特別支給の老齢厚生年金			(サ)在職老齢厚生年金		
(シ)六十歳台前半の老齢厚生年金			(ス)報酬比例部分の老齢厚生年金		
(セ)裁定請求	(ソ)繰上請求	(タ)繰下請求	(チ)裁定申出	(ツ)繰上申出	(テ)繰下申出

(3) 次は閉鎖型適格退職年金から確定給付企業年金への移行の更なる促進を目的として平成 23 年 3 月 31 日付にて改正された「確定給付企業年金法施行規則」及び通知「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準について」の概要に関する記述である。

(1) 規約の承認の認可申請における、添付書類の簡素化

①閉鎖型確定給付企業年金に係る規約について

- ・(a) に代えて、適格退職年金規約の添付を可能とする。
- ・(b) の添付の省略を可能とする。
- ・(c) における当該事業所において実施されている企業年金制度等が適用される者の範囲についての書類の添付の省略を可能とする。
- ・(d) を記した書類の省略を可能とする。

②受託保証型確定給付企業年金に係る規約について

- (e) の添付の省略を可能とする。

【選択肢】

(a)	(ア)掛金の計算の基礎を示した書類 (イ)給付の設計の基礎を示した書類 (ウ)給付の額の減額に係る同意を得たことを証する書類 (エ)確定給付企業年金規約
(b)	(ア)財産目録 (イ)財政再計算を行わない理由を示した書類 (ウ)労働協約等 (エ)労働組合又は被用者被保険者等の過半数を代表する者の同意書
(c)	(ア)一部の実施事業所について権利義務を移転承継する場合 (イ)加入者に一定の資格を定める場合 (ウ)実施事業所が減少する場合 (エ)実施事業所が増加する場合
(d)	(ア)残余財産の処分方法 (イ)厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主 (ウ)終了時の積立金の額並びに最低積立基準額及びその算定基礎 (エ)労使合意に至るまでの労働協議の経緯
(e)	(ア)給付の設計の基礎を示した書類 (イ)権利義務の限度を示した書類 (ウ)掛金の計算の基礎を示した書類 (エ)積立金の積立に必要な掛金の額を示した書類

(4) 次は通知「確定給付企業年金制度について」に規定する「給付の額を減額する場合の取扱い」に関する記述である。

2 給付の額を減額する場合の取扱い

- (1) 給付の額を減額する場合にあつては、次に掲げる事項について留意すること。
- ① 確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号。以下「規則」という。)第五条第三号の理由で給付の額を減額する場合にあつては、確定給付企業年金の実施又は直近の給付水準の変更時から原則として(a)が経過していること。
 - ② 規則第五条第四号の「やむを得ないこと」とは、(b)により給付設計の変更を行わなければ給付水準に大幅な格差が生じることとなるため、当該格差を是正する必要がある場合をいうこと(規則第十二条第二号及び規則附則第五条第一項の「やむを得ない」も同様。)
 - ③ 給付設計の変更日における加入者に対して、受給権を保全するための適切な(c)を講じること。(c)を講じることが困難な場合にあつては、その旨を加入者に十分に説明した上で、給付の額を減額するものであること。
 - ④ 給付設計の変更日における受給権者等(加入者である受給権者及び加入者であった者をいう。以下同じ。)の給付の額は、原則として引下げの対象とすべきではなく、仮に引き下げる場合でも、確定給付企業年金を存続するために真にやむを得ない場合に限り行われるものであること。この場合においては次の措置を講じる必要があること。
 - ア 事業主、加入者及び受給権者等の三者による(d)を設けるなど受給権者等の意向を十分に反映させる措置を講じること。
 - イ 全受給権者等に対し、事前に、給付設計の変更に関する十分な説明と(e)を行っていること。
 - ⑤ 規則第六条第1項第二号ロに「その他の当該(f)が確保される措置」とあるが、例えば、規約の変更による給付の額の減額がないものとして算定した(f)から当該規約の変更による給付に相当する(f)を控除した額を一時金として支給し、かつ、当該規約の変更による給付を支給することはこれに該当するものであること。
 - ⑥ (略)
 - ⑦ (略)
 - ⑧ 加入者である受給権者等の当該受給権に係る給付の額が減額されない場合(例えば、老齢給付金の額の減額において、加入者が(g)の受給権者である場合であつて、当該(g)の額が減額されないとき)にあつては、当該者は加入者として取り扱うものであること。

【選択肢】

(ア)三年	(イ)五年	(ウ)七年	(エ)十年	(オ)分割等	(カ)統合等
(キ)合併等	(ク)営業譲渡等	(ケ)代替措置	(コ)経過措置	(ク)救済措置	(シ)代議員会
(ス)委員会	(セ)協議の場	(ソ)説明会	(タ)意向確認	(チ)同意取得	(ツ)反対確認
(テ)積立上限額	(ト)最低積立基準額	(ト)最低責任準備金	(ニ)責任準備金		
(ス)数理債務	(ネ)遺族給付金	(ノ)障害給付金	(ハ)老齢給付金	(ヒ)脱退一時金	

(5) 次は、「確定拠出年金法施行令」に規定する、退職金制度から確定拠出年金への資産の移換に関する記述である。

(他の制度の資産の移換の基準)

第二十二條

一～四 (略)

五 当該実施事業所の事業主が労働協約、就業規則その他これらに準ずるものにより定められる退職給与の支給に関する規程（以下この号において「退職給与規程」という。）を改正し、又は廃止することにより資産管理機関に移換する資産（イに掲げる額からロ及びハに掲げる額を控除した額に相当する部分の金額の範囲内に限る。以下この号において「移換資産」という。）であつて、当該事業主が当該退職給与規程の改正又は廃止が行われた日（以下この号において「移行日」という。）の属する年度から、当該年度の翌年度から起算して（ a ）年度以上（ b ）年度以内の企業型年金規約で定める年度までの各年度に（ c ）に分割して（次項第五号に規定する当該資産の移換を受ける最後の年度の当該企業型年金規約で定める日以前に当該企業型年金の企業型年金加入者がその資格を喪失することとなる場合にあつては、当該企業型年金加入者に係る移換資産のうちまだ資産管理機関に移換されていないものを（ d ）して）移換するもの

イ 移行日の前日において在職する使用人の全員が移行日の前日において（ e ）により退職するものと仮定した場合における当該使用人につき移行日の前日において定められている退職給与規程により計算される退職給与の額の合計額

ロ イに規定する使用人のうち移行日に在職しているものの全員が移行日において（ e ）により退職するものと仮定した場合における当該使用人につき移行日において定められている退職給与規程により計算される退職給与の額の合計額

ハ 退職給与規程の改正又は廃止により、移行日において同時に前各号のいずれかに掲げる資産を移換することとなった場合には、当該移換することとなった資産に相当する額

【選択肢】

(ア)一	(イ)二	(ウ)三	(エ)四	(オ)五	(カ)六
(キ)七	(ク)八	(ケ)九	(コ)十	(ク)十二	(シ)十五
(ス)二十	(セ)業務外死亡	(ノ)会社の都合	(ク)自己の都合	(フ)定年	(ツ)一樣
(テ)合算	(ト)均等	(チ)一括	(ニ)分割	(ク)区分	(ネ)分離
(リ)一律	(ハ)平準的				

(6) 次は通知「確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）」に規定する「企業型年金加入者とする事についての「一定の資格」の内容」に関する記述である。

法第三条第3項第六号中の「一定の資格」として定めることができる資格とは、次の①から④に掲げる資格であり、これら以外のものを「一定の資格」として定めることは、基本的には特定の者に不当に差別的な取扱いとなるものであること。

①「一定の職種」

(略)

②「一定の勤続期間」

実施事業所に使用される期間（いわゆる勤続期間）のうち、「一定の勤続期間（ a ）」の従業員のみ企業型年金加入者とする事。

③「一定の年齢」

実施事業所において企業型年金を実施するときに、「一定の年齢（ b ）」の従業員のみ企業型年金加入者とする事（（ c ）場合に限る。）。

④「希望する者」

(略)

企業型年金加入者とする事について「一定の資格」を定める場合には、基本的には、

ア 上記①及び②に掲げる場合においては、企業型年金加入者とならない従業員については、（ d ）、（ e ）、（ f ）又は退職手当制度（退職手当前払い制度を含む。）が適用されていること

イ 上記③及び④に掲げる場合においては、企業型年金加入者とならない従業員については、（ e ）、（④に掲げる場合に限る。）又は退職手当制度（退職金前払い制度を含む。）が適用されていること

とするとともに、当該制度において企業型年金への事業主掛金の拠出に代わる相当な措置が講じられ、企業型年金加入者とならない従業員について不当に差別的な取扱いを行うこととならないようにすること。

【選択肢】

(ア)以上	(イ)以下	(ウ)超	(エ)未満
(カ)以上（又は以下）	(キ)以上（又は未満）	(ク)超（又は以下）	(ケ)超（又は未満）
(ク)恣意性が介入するおそれがない	(コ)合理的な理由がある	(サ)やむを得ない	
(シ)任意に選択できるものでない	(ス)個人型確定拠出年金制度		
(セ)確定給付企業年金	(ソ)適格退職年金	(タ)厚生年金基金	
(チ)厚生年金基金（基本部分）	(ツ)厚生年金基金（加算部分）		
(テ)中小企業退職金共済制度			

(7) 次は厚生労働省年金局数理課から公表された「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」(平成 21 年財政検証)における経済前提についての概要の記述である。

社会保障審議会年金部会経済前提専門委員会の「平成 21 年財政検証における経済前提の範囲について(検討結果の報告)」(平成 20 年 11 月 12 日)及び内閣府「経済財政の中長期方針と 10 年展望比較試算」(平成 21 年 1 月)をもとに、経済中位、経済高位、経済低位の 3 つのケースを設定。

・(a) の経済前提(平成 28 (2016) 年度以降)は、経済前提専門委員会における検討結果の報告で示された範囲の中央値をとって設定。

(a) の経済前提	(b) 率	(c) 率	運用利回り
経済中位ケース	1.0%	(d) 2.5% (e) 1.5%	(d) 4.1% (e) 3.1%
経済高位ケース	略	略	略
経済低位ケース	略	略	略

(a) の経済前提の設定について(経済中位ケースの設定)

・(b) 率

(略)

・(c) 率

(略)

・運用利回り

$$(d) \text{ 運用利回り (4.1\%)} = (b) \text{ 率 (1.0\%)} + \text{将来の } (f) (2.7\%) + (g) (0.4\%)$$

【選択肢】

(ア)長期	(イ)中期	(ウ)中長期	(エ)足下	(オ)名目	(カ)実質
(キ)物価上昇	(ク)経済成長	(ケ)GDP 成長	(コ)資本成長	(カ)労働力	(シ)労働力成長
(ス)被用者数の変化	(セ)全要素生産性上昇	(ソ)資本分配	(タ)賃金上昇		
(チ)短期金利	(ツ)名目長期金利	(テ)実質長期金利			
(ト)分散投資効果	(ナ)総投資	(ニ)資本ストック			

(8) 次は企業会計基準委員会が平成 22 年 3 月 18 日に公表した企業会計基準公開草案第 39 号「退職給付に関する会計基準（案）」の「退職給付債務及び勤務費用」に関する記述である。

(退職給付債務の計算)

16. 退職給付債務は、退職により見込まれる退職給付の総額（以下「退職給付見込額」という。）のうち、（ a ）発生していると認められる額を割り引いて計算する。

(勤務費用の計算)

17. 勤務費用は、退職給付見込額のうち（ b ）発生したと認められる額を割り引いて計算する。

(退職給付見込額の見積り)

18. 退職給付見込額は、合理的に見込まれる退職給付の変動要因を考慮して見積る。

(退職給付見込額の期間帰属)

19. 退職給付見込額のうち期末までに発生したと認められる額は、次のいずれかの方法を選択適用して計算する。この場合、いったん採用した方法は、原則として、継続して適用しなければならない。

(1) 退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法（以下「（ c ）」という。）

(2) 退職給付見込額について退職給付制度の（ d ）に従って各勤務期間に帰属させた額を、各期の発生額とする方法（以下「（ d ）に従う方法」という。）

なお、この方法による場合、勤務期間の後期における（ d ）に従った給付額が、初期よりも著しく高い水準となるときには、当該期間の給付額が（ e ）とみなして補正した（ d ）に従わなければならない。

(割引率)

20. 退職給付債務の計算における割引率は、（ f ）の利回りを基礎として決定する。

21. 利息費用は、期首の退職給付債務に割引率を乗じて計算する。

【選択肢】

(ア)期末までに	(イ)期初までに	(ウ)前期までに	(エ)来期までに	(オ)前期に
(カ)当期に	(キ)来期に	(ク)支給倍率基準	(ケ)期間定額基準	(コ)ポイント基準
(サ)給付算定式	(シ)給付	(ス)支給倍率	(セ)給付乗率	(ソ)均等に生じる
(タ)定額で生じる	(チ)定率で生じる	(ツ)高格付の社債	(テ)国債	
(ト)安全性の高い債券				

(9) 次は退職年金等積立金に対する法人税（特別法人税）に関する記述である。

確定給付企業年金・確定拠出年金の積立金には特別法人税が課税される。税率は、積立金（（ a ）分を控除後）に対して（ b ）%（地方税分と合計で（ c ）%）である。なお、現在は（ d ）の規定により特別法人税は課税停止されている。

厚生年金基金の積立金は（ e ）である。ただし、一定の給付水準を越える場合には、超過部分に相当する積立金に対し確定給付企業年金・確定拠出年金と同様に特別法人税が課税される。なお、課税判定の指標となる一定の給付水準とは、厚生年金基金の「努力目標水準」とされる代行給付相当の（ f ）倍である。

【選択肢】

(ア)標準掛金	(イ)特別掛金	(ウ)特例掛金	(エ)事務費掛金
(カ)免除保険料	(ク)事業主掛金	(キ)従業員掛金	(ク)0. 1
(ケ)0. 1 7 3	(コ)0. 3	(ク)1	(シ)1. 1
(ク)1. 1 7 3	(セ)1. 3	(ソ)1. 7 3	(タ)2. 7
(チ)2. 8 4	(ツ)3. 2 3	(テ)法人税法	(ト)法人税法施行令
(ナ)法人税法施行規則	(ニ)租税特別措置法	(ヌ)租税特別措置法施行令	
(ネ)租税特別措置法施行規則		(ノ)課税	(ハ)非課税
(ヒ)課税凍結	(フ)課税留保		

(10) 次は日本年金数理人会が定めている「倫理規範」に規定する第 2 章行動規範に関する記述である。

第 5 条 会員は、専門的職能人として業務を遂行するため、会員相互の研鑽その他を通じ自己の（ a ）の向上に努めなければならない。

2 会員は、年金数理業務を依頼されたときは、自己の（ a ）及び経験その他に照らして、その業務を引き受ける（ b ）を持っていると判断した場合でなければその業務を行ってはならない。また会員は、依頼された業務の遂行に必要な情報の取得に努めるものとする。

【選択肢】

(ア) 知識	(イ) 公平性	(ウ) 能力	(エ) 責任	(オ) 専門的技術	(カ) 資質
(キ) 遂行力	(ク) 資格	(ケ) 専門性	(コ) 業績		

問題 2. 確定給付企業年金の実施事業所に係る給付の支給に関する権利義務の移転について、次の設問に答えよ。(11点)

- (1) 規約型企業年金の実施事業所から他の規約型企業年金の実施事業所へ権利義務の移転を行うとき、事業主が移転の承認の申請をするために、移転される確定給付企業年金の加入者に関して得なければならない同意手続きの内容について簡記せよ。
- (2) 基金型企業年金の実施事業所から他の基金型企業年金の実施事業所へ権利義務の移転を行うとき、基金が移転の認可の申請をするために、上記(1)と同様の同意手続きに加えて、代議員に関して得なければならない同意手続きの内容について簡記せよ。
- (3) 移転確定給付企業年金の資産管理運用機関等から承継確定給付企業年金の資産管理運用機関等に移換する積立金の算定方法①～③について、次の空欄に入る内容をそれぞれ25字以内で簡記せよ。

① (a) における当該権利義務移転を行う規約型企業年金又は基金の積立金(以下「権利義務移転時積立金」)の額を (a)、直近の財政計算の計算基準日、(b) 又は (c) における次に掲げる額のいずれかに応じて按分する方法

イ (d)

ロ (e)

ハ (e) から特別掛金額の予想額の現価と確定給付企業年金法施行規則第四十七条に定める掛金の額の予想額の現価を合算した額を控除した額

ニ (a)、直近の財政計算の計算基準日若しくは (b) を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定に基づき算定した (f) 又は (c) における (f)

②次に定める額のうち、移換先確定給付企業年金に係る額の合計額とする方法(権利義務移転時積立金の額が②のイの算定に用いる①に掲げる額を下回る場合に限る。)

イ ①に掲げるいずれかの額のうち (g) (権利義務移転時積立金の額が①に掲げるいずれかの額のうち (g) の合計額を下回る場合にあっては、当該権利義務移転時積立金の額を当該①に掲げるいずれかの額のうち (g) に応じて按分して得た額)

ロ 権利義務移転時積立金の額からイに掲げる額の合計額を控除した額につき、イの算定に用いる①に掲げる額のうち加入者(受給権者を除く。)に係る部分の額に応じて按分して得た額

③その他、以下(ア)～(ウ)の場合に応じた方法

(ア) 承継事業所償却積立金を設けている場合(ただし(ウ)に該当する場合を除く)
①②の「権利義務移転時積立金の額」を、「(a)における(h)」に読み替えて、移換する積立金の額を算出する方法。この場合において、(i) を、移換する積立金の額に加算すること。

(イ) 給付区分ごとに資産を管理している場合(ただし(ウ)に該当する場合を除く)
(略)

(ウ) (ア)及び(イ)に該当する場合
(略)

問題 3. 以下は、「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」の「過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法」に関する記載である。これに関して次の設問に答えよ。（9点）

（費用処理方法の選択）

27. 過去勤務債務及び数理計算上の差異は、原則として、各年度の発生額について発生年度に費用処理する方法又は平均残存勤務期間内の一定の年数で按分する方法（以下「定額法」という。）により費用処理されるが、未認識過去勤務債務残高及び未認識数理計算上の差異残高の一定割合を費用処理する方法（略）（以下「定率法」という。）によることもできる。なお、退職金規程等の改訂による過去勤務債務については頻繁に発生するものでない限り、発生年度別に一定の年数にわたって定額法による費用処理を行うことが望ましい。

定額法と定率法は選択適用できるが、いったん採用した費用処理方法は、正当な理由により変更する場合を除き、（ a ）しなければならない。

（定率法による費用処理）

28. 定率法では、過去勤務債務又は数理計算上の差異を発生年度ごとに管理せず、各々の残高に一定年数に基づく定率を乗じた金額が当年度の費用処理額となる。

一定年数に基づく定率は、過去勤務債務又は数理計算上の差異の費用処理期間内で、当該発生金額のおおむね（ b ）%が費用処理されるように決定する。この方法を採用した場合、費用処理期間5年の定率は0.369、10年の定率は0.206である。

（過去勤務債務及び数理計算上の差異に係る費用処理年数の変更）

29. 過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理年数は、発生した年度における平均残存勤務期間内の一定の年数を（ a ）する必要がある。したがって、一度採用した費用処理年数を変更する場合には合理的な変更理由が必要となる。

（平均残存勤務期間を費用処理年数として採用する場合の変更）

30. （ c ）などにより平均残存勤務期間の再検討を行った結果、平均残存勤務期間が短縮又は延長したことにより、再検討後の年数が従来の費用処理年数を下回る又は上回ることとなった場合には、費用処理期間を短縮又は延長する必要が生じる。

① 定額法による場合の費用処理年数の短縮

未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異の期首残高は、「（ d ）」にわたって費用処理するものとする。なお、「（ d ）」がゼロ又はマイナスとなる場合は、（ e ）して費用処理する。

② 定率法による場合の費用処理年数の短縮

未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異の期首残高に、（ f ）を乗じた額を費用処理する。

③ 費用処理年数の延長

（ g ）とともに、未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異の期首残高については、（ h ）を継続して適用し、変更後の費用処理年数は（ i ）から適用する。

(1) 上記の a から c の空欄に入る語句又は数値を記載せよ。

(2) 上記の d から i の空欄に入る内容をそれぞれ 25 字以内で簡記せよ。

問題 4. 厚生年金基金の最低責任準備金（継続基準）と最低責任準備金に関し次の設問に答えよ。
 (10 点)

- (1)表 1 はある厚生年金基金の平成 21 年度の財政決算における最低責任準備金（継続基準）と最低責任準備金の計算に関する諸数値である。この厚生年金基金の平成 22 年 3 月 31 日時点の最低責任準備金（継続基準）(X) と最低責任準備金 (Y) を求めよ（計算結果の千円未満の端数は四捨五入）。なお必要に応じて表 2・表 3 を使用してもよい。
- (2) 最低責任準備金（継続基準）と最低責任準備金の利率はいずれも年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用の実績（以下「厚生年金利回り」という）に基づき定められている。
 「A. 厚生年金利回りが平成 23 年 4 月以降年 3.0% で一定と仮定した場合」「B. 厚生年金利回りが平成 23 年 4 月以降年 5.0% で一定と仮定した場合」それぞれについて、この厚生年金基金の最低責任準備金調整額（本問では最低責任準備金（継続基準）から最低責任準備金を控除した額をいうものとする。）はどのように推移すると考えられるか。次の①～④のいずれかから最も近いものを選び記号を記載せよ。なお考察にあたっては、この厚生年金基金の平成 11 年 10 月から平成 23 年 3 月までの各月の「免除保険料＋権利義務の承継等－代行給付相当額－中途脱退者に係る代行給付の現価相当額－権利義務の移転」、給付現価負担金、離婚分割移換金はゼロであり、また平成 23 年 4 月以降同様にゼロであると仮定してよい。
- ① 最低責任準備金調整額はゼロを上回る額で推移しゼロに収束する。
 - ② 最低責任準備金調整額はゼロを下回る額で推移しゼロに収束する。
 - ③ 最低責任準備金調整額はゼロを上回る額で推移しゼロに収束しない。
 - ④ 最低責任準備金調整額はゼロを下回る額で推移しゼロに収束しない。
- (3)最低責任準備金の利率を現行の最低責任準備金（継続基準）の利率と同様に決定する（最低責任準備金調整額＝ゼロとなる）法整備を行う場合に留意すべき点について簡記せよ。

表 1 最低責任準備金（継続基準）と最低責任準備金の計算に関する諸数値

貸借対照表（年金経理、平成 22 年 3 月 31 日現在）負債勘定 (単位：千円)

大分類	中分類	当年度	前年度
給付債務	最低責任準備金（継続基準）	X	8,500,000

責任準備金及び最低積立基準額の明細書 5 最低責任準備金

(1)前年度末最低責任準備金 (単位：千円)

前年度末最低責任準備金（前年度決算計上額）		A	10,000,000
前年度末未払金及び未収金相当額		B	180,000
計上超過 及び 計上不足額	平成 11 年 9 月末最低責任準備金	C	0
	免除保険料	D	0
	権利義務の承継等	E	0
	代行給付相当額	F	0
	中途脱退者に係る代行給付の現価相当額	G	0
	権利義務の移転	H	0
	給付現価負担金	I	0
	離婚分割移換金	J	0
前年度末最低責任準備金		K	?

(2)年度末最低責任準備金

(単位：千円)

	免除保険料	権利義務の承継等	代行給付相当額	中途脱退者に係る代行給付の現価相当額	権利義務の移転	最低責任準備金(月末)
前年度末						K ?
4月	60,000	0	30,000	30,000	0	?
5月	60,000	0	30,000	30,000	0	?
6月	120,000	0	30,000	90,000	0	?
7月	60,000	0	30,000	30,000	0	?
8月	60,000	0	30,000	30,000	0	?
9月	60,000	0	30,000	30,000	0	?
10月	60,000	0	30,000	30,000	0	?
11月	60,000	0	30,000	30,000	0	?
12月	120,000	0	30,000	90,000	0	?
1月	60,000	0	30,000	30,000	0	?
2月	60,000	0	30,000	30,000	0	?
3月	60,000	0	30,000	30,000	0	?
給付現価負担金						0
離婚分割移換金						0
当年度末未払金及び未収金相当額						180,000
最低責任準備金(当年度末)						Y
備考						

表2 告示「厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例」(平成11年9月3日厚生省告示第192号)で定める利率

平成11年(同年の10月以降の期間)	年4.66%	平成17年	年4.91%
		平成18年	年2.73%
平成12年	年4.15%	平成19年	年6.82%
平成13年	年3.62%	平成20年	年3.10%
平成14年	年3.22%	平成21年	年▲3.54%
平成15年	年1.99%	平成22年	年▲6.83%
平成16年	年0.21%	平成23年	年7.54%

表3 複利終価率表

i	▲3.54%	▲6.83%	7.54%
$(1+i)^{28/365}$	0.9972390	0.9945877	1.0055920
$(1+i)^{30/365}$	0.9970420	0.9942023	1.0059926
$(1+i)^{31/365}$	0.9969436	0.9940096	1.0061930

掛金の予測額を年額で示せ。なお、平成 25 年 6 月末日基準の最低積立基準額の算定に用いる予定利率は 2.26%のまま変わらず、また、翌々年度の標準掛金の見込みは平成 22 年度と同額とする。

<必要ならば下記数値を用いよ>

$$1.0244^{20}=1.620 \quad 1.0238^{20}=1.601 \quad 1.0232^{20}=1.582 \quad 1.0226^{20}=1.564$$

$$20 \text{ 年確定年金現価率 (2.5\%)} = 15.783 \quad 19 \text{ 年確定年金現価率 (2.5\%)} = 15.165$$

$$1.025^{1/2}=1.01242$$

問題 6【所見問題】. 厚生年金基金制度および確定給付企業年金制度における「非継続基準の財政検証」について、自分が考える重要な論点を以下の例示を参考に複数挙げ、各論点について現行の関連法令および制度運営の取扱いを簡記した上で、どのように見直すべきかまたは見直すべきでないかについて所見を述べよ。(解答用紙3枚以内) (32点)

※記述した論点の数を問うものではない。

<論点の例示>

- ・最低保全給付の範囲・計算方法
- ・最低積立基準額の計算に用いる予定利率・予定死亡率の決定方法
- ・最低積立基準額の計算方法
- ・積立比率の計算方法・基準値
- ・積立比率回復のための特例掛金の計算方法
- ・継続基準による財政検証との関係
- ・制度終了時の積立不足の一括拋出との関係
- ・制度終了・給付減額時の受給権との関係

解答用紙

平成23年10月3日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	社団法人 日本年金数理人会					
問題1								
(1)	a	(キ)	b	(ト)	c	(ネ)	d	(ヌ)
	e	(工)	f	(イ)				
(2)	a	(カ)	b	(工)	c	(コ)	d	(ソ)
	e	(ク)	f	(タ)				
(3)	a	(イ)	b	(ウ)	c	(イ)	d	(工)
	e	(ウ)						
(4)	a	(イ)	b	(キ)	c	(コ)	d	(セ)
	e	(タ)	f	(ト)	g	(ノ)		
(5)	a	(ウ)	b	(キ)	c	(ト)	d	(ナ)
	e	(タ)						
(6)	a	(カ)	b	(工)	c	(コ)	d	(ツ)
	e	(セ)	f	(ソ)	dとfは順不同			
(7)	a	(ア)	b	(キ)	c	(タ)	d	(オ)
	e	(カ)	f	(テ)	g	(ト)		
(8)	a	(ア)	b	(カ)	c	(ケ)	d	(サ)
	e	(タ)	f	(ト)				
(9)	a	(キ)	b	(サ)	c	(ス)	d	(ニ)
	e	(ハ)	f	(ツ)				
(10)	a	(ウ)	b	(ケ)				

科目	年金法令・制度運営	受験番号	社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	---------------

問題2	
-----	--

(1)	・実施事業所に使用される移転加入者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該移転加入者の過半数で組織する労働組合がないときは当該移転加入者の過半数を代表する者の同意を得る必要がある。
	・同意は、移転加入者が使用される実施事業所が二以上であるときは、各実施事業所について得なければならない。
	・尚、移転加入者とは権利義務が移転される移転確定給付企業年金の加入者のことを指す。

(2)	移転確定給付企業年金基金の代議員のうち、移転加入者以外の加入者が使用される実施事業所に係る代議員の定数の四分の三以上の同意を得る必要がある。
-----	------------------------------------------------------------------------

(3)	a	当該権利義務移転を行う日（権利義務移転日）の前日
	b	その前の財政計算の計算基準日
	c	権利義務移転日が属する事業年度の前事業年度の末日
	d	給付に要する費用の額の予想額の現価
	e	数理債務の額
	f	最低積立基準額
	g	受給権者等に係る部分の額
	h	純資産額から承継事業所償却積立金の額を控除した額
	i	移転実施事業所に係る承継事業所償却積立金の額

科目	年金法令・制度運営	受験番号	社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	---------------

問題3

(1)	a	継続的に適用
	b	90
	c	リストラによる従業員の大量退職

(2)	d	短縮後の平均残存勤務期間－既経過期間
	e	当期に残高のすべてを一括
	f	短縮後の費用処理年数に基づく定率
	g	定額法による場合及び定率法による場合
	h	変更前の平均残存勤務期間に基づく費用処理年数
	i	当年度発生の過去勤務債務及び数理計算上の差異

科目	年金法令・制度運営	受験番号	社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	---------------

問題4

(1)	X	9,154,471 千円
	Y	9,555,960 千円

(2)	A	④
	B	③

(3)	・ 厚生年金利回りは年度毎に翌年度の8月に確定するので、厚生年金基金の解散時にその年度の最低責任準備金の利率が決まっておらず、最低責任準備金を確定できないことをどう考えるか。
	・ 計算方法を見直した時点の前後で最低責任準備金が不連続となるため、法整備の前に解散や代行返上をした厚生年金基金とそれ以外の厚生年金基金の間の公平性をどう考えるか。

解答用紙

平成23年10月3日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	社団法人 日本年金数理人会
問題5			
(1)			
純資産額=4,367,000+96,000-89,000=4,374,000千円			
数理債務=5,078,000×1.025+(96,000-89,000)×1.01242=5,212,037千円			
特別掛金収入現価=0×1.025-0×1.01242=0千円			
(2)			
求める最低積立基準額=4,803,000×1.582/1.564-4,700,000×1.601/1.582+4,803,000			
=4,904,830千円			
(3)			
責任準備金=数理債務-特別掛金収入現価=5,212,037千円			
許容繰越不足金=責任準備金×15%=781,806千円			
(純資産額+許容繰越不足金額) / 責任準備金=0.98で財政再計算が必要。			
未償却過去勤務債務残高=5,212,037千円-0千円-4,374,000千円=838,037千円			
特別P=838,037×1.025/15.783=54,425千円(年額)			
(4)			
純資産額/最低積立基準額=0.89であるため追加拠出の要否の確認が必要。			
最低積立基準額の増分=4,904,830×1.564/1.564-4,803,000×1.582/1.564=46,553千円			
5年償却部分=0千円/5=0千円			
10年償却部分=(4,904,830×0.9-4,374,000)/10=4,035千円			
15年償却部分=4,904,830×0.1/15=32,699千円			
それらの合計は83,287千円であり、これが最低支払わなければならない非継続基準上の掛金額である。			
一方、標準掛金の見込みだけでも96,000千円で上記の額を超えるため追加拠出は不要			
したがって、求める特例掛金額は0千円			
(※) 解答例は旧基準によるものとなっているが、新基準で解答した者についても正解としている。			

(注) 裏面には記述しないこと

科目	年金法令・制度運営	受験番号	社団法人 日本年金数理人会
問題6			
<p>解答にあたっては、厚生年金基金制度および確定給付企業年金制度における「非継続基準の財政検証」について、自分が考えるあるべき姿を踏まえて重要な論点を複数挙げ、各論点についてそのあるべき姿を通じて現行の関連法令および制度運営の取扱いの見直し要否を論述し、見直すべきと考える点については具体的な変更点及び見直す場合の留意点を、見直すべきでないとする点についてはその理由について、自分なりの所見を述べていけばよい。なお例えば次の点にも留意すること。</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・単なる知識の羅列ではなく、自分の考え方を理路整然かつ具体的に述べること。 ・見直すべきと考える点については、具体的な変更点だけでなく見直す場合の留意点も述べること。 ・給付と掛金、給付債務と積立金、厚生年金基金制度と確定給付企業年金制度等、関連のある事項間の整合性も考慮して述べること。 ・事業主の掛金負担増と加入員等の受給権の保護等、立場によって利益が相反することをどう考えるかについても述べること。 			
<p>論点としては以下のような例が挙げられるが、他の観点での解答であっても論理構成が正しく、妥当な内容であれば得点を与える。</p>			
<p><論点の一例></p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・最低保全給付の範囲・計算方法 			
<p>標準資格喪失年齢方式と年齢別乗率方式を選択可とすることの妥当性</p>			
<p>標準資格喪失年齢方式と年齢別乗率方式それぞれの計算方法の妥当性</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・最低積立基準額の計算に用いる予定利率・予定死亡率の決定方法 			
<p>予定利率の決定方法・割掛けの妥当性</p>			
<p>予定死亡率の割掛けの妥当性</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・積立比率の計算方法・基準値 			
<p>積立比率の基準値の経過措置の妥当性</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・積立比率回復のための特例掛金の計算方法 			
<p>積立比率方式と回復計画方式を選択可とすることの妥当性</p>			
<p>回復計画方式における計算前提の妥当性（特に厚生年金基金代行部分）</p>			
<p>積立比率方式による特例掛金の計算方法の妥当性（特に厚生年金基金代行部分）</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・継続基準の財政検証との関係 			
<p>継続基準の財政検証と非継続基準の財政検証の2つを実施する必要性</p>			

(注) 裏面には記述しないこと